

法務局地図作成事業についてのお知らせ

松江地方法務局

松江地方法務局では、令和7年度・令和8年度の事業として、松江市西津田第4地区（松江市西津田三丁目、西津田十丁目）におきまして、次のとおり、不動産登記法第14条1項に定める地図を作成する作業を行います。

◇作業期間等

作業期間 令和7年10月から令和9年3月31日まで

計画機関 松江地方法務局

作業実施機関 公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◇地図作成の目的

不動産登記法は、皆様の大切な財産である不動産について、その物理的状況（土地であれば、地番、地目、地積等）や所有権などの権利関係を登記記録（登記簿）に記録し、これを公示することによって、財産の保全と取引の安全を図ることを目的としています。

しかし、登記記録だけでは、登記されている土地の位置を明らかにすることはできないため、不動産登記法は、第14条第1項で、登記所に地図を備え付けることとしています。

ところが、登記所に備え付けてある地図の中には、地図により土地の位置や形状を現地に復元できるほどの精度がなかったり、現地と一致しないものがあるため、これを整備しようとするものです。

◇地図作成の効果

- 1 土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 2 土地取引の円滑化とコスト縮減が図られます。
- 3 道路拡張工事、下水道工事等の公共事業が円滑に行われるようになります。
- 4 土砂崩れ、水害等の災害があっても、現地を復元できるため、復旧工事が円滑に進められます。

- 5 土地の正確な利用状況(地目)、面積(地積)の把握により、租税等の負担の公平化を図ることができます。

◇登記記録の記載内容の修正手続

調査、測量の結果と、登記記録に記載されている地目や地積が相違している場合は、法務局が職権で登記記録の記載内容を変更又は更正します。

また、合筆の条件が整っていれば、御希望により職権で合筆の登記をします。

◇土地所有者の皆様方をお願いすること

- 1 土地の境界について、隣接地の所有者の方と、事前にその位置を確認しておいてください。
- 2 境界標や標石などは、大切なものですから、絶対に動かさないでください。
- 3 境界の調査に立ち会ってください。立会日付けは事前にお知らせします。
- 4 調査・測量のため、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますので、御了承ください。

なお、令和8年4月中旬に立ち会いの方法等について土地所有者の皆様を対象とした説明会の開催を予定しております。開催日時が決定しましたら、お知らせの通知を発送しますので、御参加いただきますようお願いいたします。

◇測量の費用

作業期間内に行う測量費用は無料です。ただし、境界確認の際、立ち会っていただく費用(交通費等)は、御本人の負担となります。

◇お問合せ・連絡先

〒690-0886

松江市母衣町50番地

松江地方法務局地図整備・筆界特定室

TEL 0852-32-4222